期間) 第二十五条第一項の規定によって公告する。 平成十二年一月六日付け広島県道路公社公告(安芸灘大橋有料道路の料金及び料金の徴収 の一部を次のように変更するので、 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)

令和五年二月二十四日

## 広島県道路公社理事長

規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 安芸灘大橋有料道路の料金及び料金 の徴収期間に · つ V て、 次の表の 改正前の欄に掲げる

うつうで、 後尾医野球 受量なれます ご覧 査証の「用途」 欄に貨物と記載されてい	加重 なが、 いっぱ 対対 対対 対対 対対 が できます できます の 自動車 (営業用の自
て同じ。)	日常生活の用に供され、本人又はその
定員十人以下のもの。以下障害者割引に	を携行して自ら運転する自動車のうち
_	手帳の
る乗用自動車(自動車検査証の「用途」	動車
身体障害者」という。)が、自ら運転す	号等必要事項の記載の手続がなされた自
場合における当該保護者を除く。以下「	により事前に自動車登録番号又は車両番
者が身体障害者手帳の交付を受けている	て、広島県道路公社が別に定めるところ
る者(十五歳未満の者につき、その保護	以下の一又は口の要件を満たすものとし
により身体障害者手帳の交付を受けてい	業者が共同で設ける申込窓口において、
第二百八十三号)第十五条第四項の規定	いない町村又は会社及び他の有料道路事
<ul><li>イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律</li></ul>	限る。)若しくは当該事務所を設置して
金の額を十円単位に切り上げる。	所(市町村及び特別区が設置したものに
円未満の端数が生じる場合は、徴収する料	号)第十四条に基づく福祉に関する事務
割以下とする。ただし、割引された額に十	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五
いては、現金で徴収する料金の割引率を五	る療育手帳(以下「手帳」という。)に、
又は車両番号が記載された次の自動車につ	紙)の定めるところにより交付されてい
手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号	務次官通知「療育手帳制度について」別
者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の	二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事
事前に本割引適用のための必要な身体障害	は療育手帳制度要綱(昭和四十八年九月
該事務所を設置していない町村において、	により交付されている身体障害者手帳又
(市町村が設置したものに限る。) 又は当	第二百八十三号)第十五条第四項の規定
号)第十四条に基づく福祉に関する事務所	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律
社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五	イ割引を適用する自動車
2 (略)	2 (略)
1 (略)	1 (略)
	二 (略)
改正前	改正後

者又はその親族等が所有する(これらどり、「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のためにを携行して乗車し、その移動のためにを携行して乗車し、その移動のためにが上、重度障害者」という。)が手帳 の等級又は「療育手帳制度の実施につ今第十五号)別表第五号に定める障害福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省重度の障害を持つ者として身体障害者 第七百二 百二十五号厚生省児童家庭局長通(昭和四十八年九月二十七日児発 の第三に定める障害の程度に基

途自動車(自動車検査証の「用途」欄に下障害者割引において同じ。)、特種用下障害者割引において同じ。)、特種用設備と荷台が仕切られているもので最大設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車 体の形状」欄に車いす移動車、特種と記載されているもののう 者輸送車又はキャンピング車と記載され が四人以上十 るもので、 査証の「用途」欄に貨物と記載されていおいて同じ。)、貨物自動車(自動車検 トルを超えるもの。以下暗二輪自動車(総排気量が八端に対している。以下障害者割引において いるもので、 後部座席が設置され乗車定員 人以下のもののうち、 乗車定員が 貨物自動車 当該身体障害者又はの。以下障害者割引に排気量が〇・一二五リ -障害者割引に て同 (自動車検 身体障害 乗車 「る護い定律

動車を除く。 別に定めるもの

広島県道路公社が

の者がこれらの自動車を所有していなるもの で、広島県道路公社が別に定めく。) で、広島県道路公社が別に定めく。) で、広島県道路公社が別に定めく。) で、広島県道路公社が別に定めるもの

以下とする。現金で徴収する料金の割引率を五十%

口

実施要領」をいう。
は、「有料道路における障害者割引措置は、「有料道路における障害者割引措置

同居の親族等。以下同じ。)が所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等の氏名が記載されている場合であって、自動車検査証の「所有者の氏名が記載されている場合が記載されている場合が記載されている場合であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはそのは長期の賃貸借契約等により自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはそのは長期の賃貸借契約等により自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはそのは長期の賃貸借契約等により自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用といるもの又は名称」欄に法人名が記載されているもの又は名称」欄に法人名が記載されているもの又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその場所を表するものであるものであるもの等。以下同じ。)を除く。

名が記載されているもの、自動車検査証 の「自家東川しているもの、自動車検査証 の「自家東川しているもの、自動車検査証 の「自家東川しているもの、自動車検査証 の「大きは、当時間度について、当時間では、は、は、当時間では、当時間では、当時間では、は、当時間では、当時間では、は、は、は、

されているもの。重度障害者一人につき 一台に限る。)、又はこれらの者がこれ らの自動車を所有していない場合にあっ に介護している者が所有するもの(自動 車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介 している者が所有するもの(自動 を加ている者の氏名が記載されているもの。重度障害者を継続して日常的に介 あって、自動車検査証の「使用者の氏名 なれているもの。重度障害者一人につき されているもの。重度障害者一人につき 一台に限る。)。ただし、営業用の自動 中を除く。

内部障害	肢体不自由	聴覚障害 悪覚障害	障害の耳
心臓機能障害 じん臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 による免疫機能障害 による免疫機能障害 による免疫機能障害	上肢不自由下肢不自由を発不自由を発不自由を発不自由を発不自由を発表して、対象を表現の関系を表現して、対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		あ区分
割ルの機	移動機能障害 上肢機能障害		
<ul><li>→ 級から四級までの 各級</li><li>→ 級から四級までの 各級</li><li>→ 級から四級までの 各級</li><li>→ 級から四級までの 各級</li><li>→ 級から四級までの 各級</li><li>→ 級から四級までの 各級</li><li>→ 級から四級までの 各級</li><li>→ 級から四級までの 各級</li></ul>	一級、二級の一及び 一級、二級及び三級 の一 一級、二級及び三級 「一級から三級までの 各級 「一級から三級までの 各級(一下肢のみに 運動機能障害がある。」 各級(一下肢のみに 運動機能障害がある。」	二級及び三級 各級及び四級の一 一級から三級までの	障害の程度

## 二 実施期日

令和五年三月二十七日から実施するものとし、 それまでの間は従前のとおりとする。

各級